

東京都市計画地区計画の決定(練馬区決定)

都市計画光が丘地区地区計画をつぎのように決定する。

名 称	光が丘地区地区計画
位 置 ※	練馬区光が丘二丁目、光が丘三丁目、光が丘五丁目、光が丘六丁目、光が丘七丁目および高松五丁目各地内
面 積 ※	約 98.4 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、練馬区の北部中央に位置し、地下鉄大江戸線光が丘駅を中心とする地区であり、「光が丘一団地の住宅施設」などの都市計画に基づき、団地建設に併せて、道路、公園、学校施設などの公共公益施設が一体的に整備され、現在では緑豊かで良好な住環境を形成している。</p> <p>「練馬区都市計画マスターplan」においては、光が丘駅周辺は、区民センター、警察署、消防署、郵便局、総合病院などの公共公益施設や、商業・業務施設、大規模店舗などが集積する地域拠点として位置づけられている。また、大小の公園に恵まれ、一定水準の防災性や公共サービス、バリアフリーが実現しており、現在の良好な住環境の保全を目指すこととしている。</p> <p>一方、入居開始から25年以上が経過し、少子高齢化の進行による人口構成の変化や地域人口の減少などにより、まちの活力低下が懸念されるとともに、小学校の統合再編をはじめ、地域における施設需要も変化しており、公共公益施設などの既存施設の見直しが必要となっている。</p> <p>そこで、本地区計画は、まちの活性化に資する文化振興、学校教育、福祉関連等の機能をもった施設の整備を誘導するなど、社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた公共公益施設等の適切な機能更新を図るとともに、緑豊かで良好な住環境を将来にわたって維持・保全し、周辺地域と調和のとれた地域拠点としてふさわしい市街地を形成することを目標とする。</p> <p>なお、将来の団地建替えに際しては、建替計画等の具体化を踏まえつつ、良好な住環境を継承するため、必要に応じて地区計画の見直しを行うものとする。</p>

区域の整備・開発および保全に関する方針	<p>本地区を8つのブロックに区分し、現在の緑豊かで良好な住環境を維持するとともに、地域の活性化に資する土地利用を誘導するため、それぞれの地区の方針をつぎのように定める。</p> <p>1 「住宅地区」 緑豊かで良好な住環境の形成に資する土地利用を図る。また、公共公益施設等は、社会状況の変化や住民ニーズを踏まえ、必要に応じて適切な機能更新を図る。</p> <p>2 「住宅複合地区」 緑豊かで良好な住環境の形成を図るとともに、日常生活に必要なコミュニティ施設などが複合する土地利用を図る。</p> <p>3 「商業・住宅複合地区」 駅至近の立地条件を活かして、地域拠点にふさわしい地域活力とにぎわい向上に資する商業・業務機能、都市型居住機能が複合する土地利用を図る。</p> <p>4 「住宅・商業複合地区」 良好な住環境の形成を図るとともに、地域拠点にふさわしい地域活力とにぎわい向上に資する商業・業務機能、医療機能、都市型居住機能が複合する土地利用を図る。</p> <p>5 「商業地区」 駅至近の立地条件を活かして、地域拠点にふさわしい地域活力とにぎわい向上に資する商業・業務機能として土地利用を図る。</p> <p>6 「公共公益地区」 郵便局や区民センター、警察署や消防署等、地域拠点にふさわしい公共公益施設の配置により、地域住民の福祉の向上に資する公共公益機能として土地利用を図る。</p> <p>7 「公共地区」 ごみ焼却場として都市計画に位置づけられており、公共機能として土地利用を図る。</p> <p>8 「公共関連地区」 学校跡施設を活用し、教育・文化振興、福祉・医療、コミュニティ・産業振興に関連する施設など、社会状況の変化や住民のニーズを踏まえた施設整備を行い、公共関連機能として土地利用を図る。</p>
---------------------	---

区域の整備・開発および保全に関する方針	地区施設の整備の方針	<p>地域住民の利便性・安全性の観点から、以下の地区施設を定めるものとする。</p> <p>1 道路 　地区内の生活利便性、防災機能の向上を図るとともに、地域の道路ネットワーク構築のため、生活幹線道路と主要生活道路を配置する。</p> <p>2 その他の公共空地 　都市計画公園とともに地域住民の身近な交流を支える拠点として、小公園、緑地を配置する。</p> <p>小公園とともに地域住民の身近な交流を支える空間として小広場を配置する。また、地区内の生活利便性や防災機能の向上を図る空間として歩道状空地を配置する。</p>								
	建築物等の整備の方針	<p>緑豊かで閑静な市街地環境の維持創出を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限について定める。</p> <p>地区内の住宅の配置の方針は、「光が丘一団地の住宅施設（昭和 54 年東京都決定）」で定められていた「団地中央部には高密度の板状及び塔状住棟（14～30 階建）を、団地周辺部には板状住棟（6～14 階建）を配置する。又一部に中層住棟（3～5 階建）を配置する。」を踏まえるものとする。</p> <p>なお、既存の住宅施設については、良好な住環境の維持・保全のため、引き続き、住宅の用途に供するものとする。</p> <p>増築および改築については、現状の建物規模を踏まえ、地区内の関係権利者間で協議を行うものとし、協議に際し、各街区の容積率と建ぺい率の限度は、「光が丘一団地の住宅施設（昭和 54 年東京都決定）」で定められていた、以下のものとする（方針付図参照）。容積率（A 街区：190%、B 街区：220%、C-1 街区：130%、C-2 街区：60%、C-3 街区：250%、D 街区：190%）、建ぺい率（A 街区：40%、B 街区：40%、C-1 街区：30%、C-2 街区：30%、C-3 街区：40%、D 街区：40%）</p>								
	その他当該地区の整備、開発および保全に関する方針	<p>住宅や商業施設等へ冷暖房および温水を供給する地域冷暖房施設による環境負荷の低減やエネルギー効率の向上を図り、省エネルギーに配慮したまちづくりに努める。</p>								
地区整備計画	地区施設の配置および規模	道路	名 称	幅 員	延 長	備考	名 称	幅 員	延 長	備考
			生活幹線道路 ※	12.0m	約 110m	既設	主要生活道路 1 号 ※	12.0m	約 170m	既設
			主要生活道路 2 号 ※	12.0m	約 430m	既設	主要生活道路 3 号 ※	10.0m	約 400m	既設
	その他の公共空地		名 称	面 積	備考	名 称	面 積	備考		
			小公園 1 号（わかば緑地）	約 250 m ²	既設	小公園 2 号（春の風公園）	約 2,850 m ²	既設		
			小公園 3 号（大通り南公園）	約 3,300 m ²	既設	小公園 4 号（春の風公園）	約 9,050 m ²	既設		
			小公園 5 号（緑風公園）	約 750 m ²	既設	小公園 6 号（夏の雲公園）	約 30,600 m ²	既設		
			小公園 7 号（四季の香公園）	約 2,900 m ²	既設	小公園 8 号（四季の香公園）	約 750 m ²	既設		

地区整備計画 地区施設の配置および規模	その他の公共空地	名 称	面 積	備考	名 称	面 積	備考
		小公園9号(四季の香公園)	約 5,700 m ²	既設	小公園10号(四季の香公園)	約 3,100 m ²	既設
		小公園11号(こひつじ公園)	約 2,500 m ²	既設	小公園12号(あかねぐも公園)	約 5,450 m ²	既設
		小公園13号(田柄西公園)	約 2,800 m ²	既設	緑地1号	約 400m ²	既設
		緑地2号	約 700m ²	既設	緑地3号	約 650m ²	既設
		緑地4号	約 1,200m ²	既設	緑地5号	約 800m ²	既設
		緑地6号	約 950m ²	既設	緑地7号	約 350m ²	既設
		緑地8号	約 650m ²	既設	緑地9号	約 1,100m ²	既設
		緑地10号	約 250m ²	既設	緑地11号	約 750m ²	既設
		緑地12号	約 700m ²	既設	緑地13号	約 750m ²	既設
		緑地14号	約 700m ²	既設	緑地15号	約 150m ²	既設
		緑地16号	約 750m ²	既設	緑地17号	約 2,350m ²	既設
		緑地18号	約 200m ²	既設	緑地19号	約 250m ²	既設
		緑地20号	約 150m ²	既設	緑地21号	約 150m ²	既設
		緑地22号	約 150m ²	既設	小広場1号	約 1,350m ²	既設
		小広場2号	約 900m ²	既設	小広場3号	約 2,600m ²	既設
		小広場4号	約 2,200m ²	既設	歩道状空地1号	約 550m ²	既設
		歩道状空地2号	約 3,100m ²	既設			

地区整備計画	建築物に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区	住宅複合地区	商業・住宅複合地区	住宅・商業複合地区	商業地区	公共公益地区	公共地区	公共関連地区	
		面積	約 74.5ha	約 1.7ha	約 3.6ha	約 4.0ha	約 3.5ha	約 2.7ha	約 2.9ha	約 5.5ha		
		つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの										
建築物等の用途の制限		※	3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの	3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所	5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設	5 マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項(ぱちんこ屋等を除く)、第6項および9項に規定する営業の用途に供する建築物	5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設	5 ぱちんこ屋、マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これらに類するもの 7 倉庫業を営む倉庫 8 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第6項および第9項に規定する営業の用途に供する建築物	—	つぎに掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿		

地区整備計画	建築物の容積率の最高限度※		20/10
	建築物の建ぺい率の最高限度		4/10
	建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限	建築物の形態または色彩については、周囲の既存建物と調和した落ち着きのある色調とし、現状の良好な景観の維持・保全に努める。また、地域の個性として周辺の公園や街路樹などのみどりを活かし、商業地、住宅地とともにみどりが連続し、一体となった快適なまちなみの維持・保全を図る。	
	土地の利用に関する事項	敷地内の既存樹木の保全を図り、敷地内緑化に努める。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

※は知事同意事項

理由：社会状況の変化や住民ニーズを踏まえた公共公益施設等の適切な機能更新を図るとともに、緑豊かで良好な住環境を将来にわたって維持・保全し、周辺地域と調和のとれた地域拠点としてふさわしい市街地を形成するため、地区計画を決定する。